

お客様各位

2025 年 6 月
野村證券株式会社

「トークン化有価証券取引管理約款」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2025 年 7 月 1 日より「トークン化有価証券取引管理約款」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
トークン化有価証券取引管理約款 第 2 条（法令等の遵守） お客様および当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令ならびに日本証券業協会、一般社団法人日本 STO 協会および当社が参加する <u>トークン化有価証券の取引に係る市場・私設取引システム（以下「私設取引システム」といいます。）</u> の運営者（以下「 <u>私設取引システム運営者</u> 」といいます。）の諸規則を遵守するものといたします。 第 3 条（トークン化有価証券の取引の利用） お客様はトークン化有価証券の取引を行うにあたっては、当社において野村の証券取引約款の規定に基づき証券総合口座の開設を行った <u>上</u> で、当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。 2 お客様は、当社が認める方法および単位にてトークン化有価証券の取引を行うものとします。次に掲げる場合、お客様は当社に対し、トークン化有価証券の発行者に対する譲渡承諾の依頼（必要な場合）ならびにその取引の結果必要となるトークン化有価証券の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）における記録および <u>株主名簿、社債原簿、受益権原簿、その他発行者が名義人を管理する原簿等（以下「原簿等」といいます。）</u> の書き換えの請求を行うことを委	トークン化有価証券取引管理約款 第 2 条（法令等の遵守） お客様および当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令ならびに日本証券業協会および一般社団法人日本 STO 協会の諸規則を遵守するものといたします。 第 3 条（トークン化有価証券の取引の利用） お客様はトークン化有価証券の取引を行うにあたっては、当社において野村の証券取引約款の規定に基づき証券総合口座の開設を行った <u>うえ</u> で、当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。 2 お客様は、当社が認める方法および単位にてトークン化有価証券の取引を行うものとします。次に掲げる場合、お客様は当社に対し、トークン化有価証券の発行者に対する譲渡承諾の依頼（必要な場合）ならびにその取引の結果必要となるトークン化有価証券の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「 <u>プラットフォーム</u> 」といいます。）における記録および社債原簿、受益権原簿等（以下「 <u>原簿等</u> 」といいます。）の書き換えの請求を行うことを委託したものといたします。なお、当社はかかる譲渡

託したものといたします。なお、当社はかかる譲渡承諾の依頼ならびにプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの請求を他の会社へ委託することがあります。 (1)・(2) (省略) 3 (省略) 4 (省略) 5 <u>当社は、お客様がトークン化有価証券を取引するにあたり、トークン化有価証券は金融商品取引所の上場有価証券ではなく、流動性や情報開示の内容や頻度などが異なることがあるなど、トークン化有価証券固有のリスクがあることに同意いただいたものとして取り扱います。</u> 第5条（トークン化有価証券の管理） 当社は、トークン化有価証券の管理にあたっては、以下の方法により保護預りいたします。 (1) 当社は、トークン化有価証券を移転するために必要な情報（以下「秘密鍵等」といいます。）を、当社または当社が秘密鍵等の管理を委託する第三者（以下「委託先会社」といいます。）において、安全確実に管理いたします。なお、お客様は秘密鍵等を保有せず、お客様自身でトークン化有価証券を移転することはできないものとします。 (2) 当社は、お客様からトークン化有価証券の配当金、利子、収益分配金および償還金等（以下「配当金等」といいます。）の支払いの請求につき委任を受けるものとし、当社が受取ってお客様へのお支払いを行います。<u>ただし、発行者がお客様に対して配当金等を直接お支払いするトークン化有価証券については、この限りではありません。</u> (3) 当社はトークン化有価証券に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。 ① (省略) ② <u>当社が受取ってお客様へお支払いする配当金等の通知</u> (4) (省略) <u>(5) 当社は、プラットフォームにおいて残高抹消されたト</u>	承諾の依頼ならびにプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの請求を他の会社へ委託することがあります。 (1)・(2) (省略) 3 (省略) 4 (省略) (新設) 第5条（トークン化有価証券の管理） 当社は、トークン化有価証券の管理にあたっては、以下の方法により保護預りいたします。 (1) 当社は、トークン化有価証券を移転するために必要な情報（以下「秘密鍵等」といいます。）を、当社または当社が秘密鍵等の管理を委託する第三者（以下「委託先会社」といいます。）において、安全確実に管理いたします。なお、お客様は秘密鍵等を保有せず、お客様自身でトークン化有価証券を移転することはできないものとし (2) 当社は、お客様からトークン化有価証券の配当金、利子、収益分配金および償還金等（以下「配当金等」といいます。）の支払いの請求につき委任を受けるものとし、当社が受取ってお客様へのお支払いを行います。 (3) 当社はトークン化有価証券に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。 ① (省略) ② 配当金等の通知 (4) (省略) (新設)
--	--

<u>ーくん化有価証券については、保護預りを終了するものとします。</u> 第 6 条の 2（私設取引システムでの取引および決済に係る事項） <u>当社が参加する私設取引システムでの取引および決済にあたっては、以下のとおり取扱いを行います。</u> <u>（1）お客様から当社へのトークン化有価証券の売買取引の委託を受けた場合、お客様から委託を受けた当社が私設取引システムに取次ぎを行います。</u> <u>（2）トークン化有価証券の売買取引の決済過程において、お客様はトークン化有価証券の処分権を当社に委ねる一方、所有権はお客様に留保されます。</u> <u>（3）お客様は、決済対象のトークン化有価証券について本来受渡しを受けるべき者と異なる者から第三者への移転・記録が発生した場合であっても、当該第三者に悪意または重大な過失がある場合を除き、その移転・記録を取り消すことを求めることはできません。</u> 第 9 条（特定口座で管理されるトークン化有価証券の有償譲渡に関する事項） 野村の証券取引約款の特定口座約款（以下「特定口座約款」といいます。）に基づき当社が特定口座においてお客様のトークン化有価証券の管理を行っている場合（以下、かかるトークン化有価証券を「特定口座受入れトークン化有価証券」といいます。）、お客様は、特定口座受入れトークン化有価証券について、次に掲げる譲渡以外の有償譲渡を行うことができないものとします。 （1）・（2）（省略） （3）特定口座受入れトークン化有価証券を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの （4）・（5）（省略） 2 （省略） 3 （省略） 第 11 条（差押え等）	（新設） 第 9 条（特定口座で管理されるトークン化有価証券の有償譲渡に関する事項） 野村の証券取引約款の特定口座約款（以下、「特定口座約款」といいます。）に基づき当社が特定口座においてお客様のトークン化有価証券の管理を行っている場合（以下、かかるトークン化有価証券を「特定口座受入れトークン化有価証券」といいます。）、お客様は、特定口座受入れトークン化有価証券について、次に掲げる譲渡以外の有償譲渡を行うことができないものとします。 （1）・（2）（省略） （3）特定口座受入れトークン化有価証券を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に<u>かかる</u>請求について当社を経由して行うもの （4）・（5）（省略） 2 （省略） 3 （省略） 第 11 条（差押え等）
---	---

当社は、お客様に以下の事由が発生した場合、<u>直ちに</u>以下に定めるとおりお客様の証券総合口座を停止し、トークン化有価証券の譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社の取り扱うトークン化有価証券の一部について、当社が別途お客様の証券総合口座の停止、トークン化有価証券の譲渡または配当金等の支払いの停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客様に通知するものとします。 (1) ～ (3) (省略) 2 (省略) 第 13 条 (顧客情報提供同意) <u>本サービスをご利用されるお客様は、私設取引システム運営者が、私設取引システムにおける売買取引に関して売買審査を実施する目的、私設取引システム運営者が必要と認めた場合に、私設取引システム運営者が法令等に基づいて日本国の政府機関等、自主規制機関等に対して行う報告において利用する目的その他私設取引システム運営者がウェブサイト等で通知し、または公表する個人情報</u><u>の利用目的等の達成のため、お客様の氏名または名称、住所または所在地、生年月日、職業、口座番号、取引内容およびその他の情報につき、当社が委託先会社および私設取引システム運営者へ通知し、または委託先会社および私設取引システム運営者が当社に通知することを同意いただいたものとして取り扱います。</u> 第 14 条 (免責事項) 当社は、本サービスに関して、野村の証券取引約款の基本約款およびオンラインサービス約款に掲げる免責事項ならびに<u>その他当社が定める免責事項</u>のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) ～ (9) (省略) 第 15 条 (解約に関する確認事項) (省略) 2 解約に際しては、プラットフォーム上に記録されたお客様名義のトークン化有価証券を取扱いのある他の証券会	当社は、お客様に以下の事由が発生した場合、<u>ただし</u>に以下に定めるとおりお客様の証券総合口座を停止し、トークン化有価証券の譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社の取り扱うトークン化有価証券の一部について、当社が別途お客様の証券総合口座の停止、トークン化有価証券の譲渡または配当金等の支払の停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客様に通知するものとします。 (1) ～ (3) (省略) 2 (省略) (新設) 第 13 条 (免責事項) 当社は、本サービスに関して、野村の証券取引約款の基本約款およびオンラインサービス約款に掲げる免責事項のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) ～ (9) (省略) 第 14 条 (解約に関する確認事項) (省略) 2 解約に際しては、プラットフォーム上に記録されたお客様名義のトークン化有価証券を取扱いのある他の証券会
---	---

社等に移管いただくか、当社からの通知を行った<u>上</u>で換金、反対売買等を行い、売却代金等の返還を行います。 第 <u>16</u> 条（準拋法および合意管轄） （省略） 第 <u>17</u> 条（約款の改定） （省略） <u>2025 年 7 月</u>	社等に移管いただくか、当社からの通知を行った<u>うえ</u>で換金、反対売買等を行い、売却代金等の返還を行います。 第 <u>15</u> 条（準拋法および合意管轄） （省略） 第 <u>16</u> 条（約款の改定） （省略） <u>2022 年 2 月</u>
--	---

以上